

第二十三回 帝國議會 貴族院議事速記録第六號

明治四十年二月十四日(木曜日)

午前十時五分開議

議事日程 第六號 明治四十年二月十四日
午前十時開議

- 第一 明治四十年度歳入歳出總豫算案並明治四十年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件
豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件審査期限ヲ定ムルノ件
- 第二 事業公債條例中改正法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第四 北海道地方費法中改正法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第六 官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ關スル法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第八 千住製絨所据置運轉資本増加ニ關スル法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十 去ル九日豫算委員分科會ニ於テ當選シタル各主査ノ氏名左ノ如シ

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス
〔宮田書記官朗讀〕

去ル九日豫算委員分科會ニ於テ當選シタル各主査ノ氏名左ノ如シ
第一分科主査 伯爵正親町實正君 第二分科主査 子爵岡部 長職君
第三分科主査 子爵谷 干城君 第四分科主査 男爵有地品之允君
第五分科主査 子爵曾我 祐準君
一昨十二日衆議院ヨリ左ノ豫算案ヲ受領セリ
明治四十年度歳入歳出總豫算案並明治四十年度各特別會計歳入歳出豫算案

案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リ致シタクゴザイマスガ、議事日程ノ第一ト第二ハ豫算審査期限ヲ定ムル件デアリマスガ、東ネテ問題ニ供シテ宜カラウカト思ヒマスガ……
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、議事日程第一、明治四十年度歳入歳出總豫算案並明治四十年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件、第二、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件審査期限ヲ定ムルノ件
〔左ノ通牒文ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

明治四十年度歳入歳出總豫算案並明治四十年度各特別會計歳入歳出豫算案
案
右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治四十年二月十二日
衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治四十年二月十二日
衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

○伯爵正親町實正君 此審査期限ハ本日ヨリ二十日間、即チ來ル三月五日中ニ報告ヲ致シタイト思ヒマス

○南郷茂光君 賛成

〔其他「賛成」ト呼ブ者多シ〕

○議長(公爵德川家達君) 正親町伯爵ノ動議ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、事業公債條例中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノ朗讀ヲ致サセマス

〔宮田書記官朗讀〕

事業公債條例中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十年二月七日

衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

事業公債條例中改正法律案

事業公債條例中左ノ通改正ス

第一條中「一億七千五百萬圓」ヲ「一億八千五百萬圓」ニ改ム

〔國務大臣阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(阪谷芳郎君) 是ハ鐵道其他ノ事業ニ伴ヒマスル公債ノ金額ヲ改メマシテ修正ヲ致シマスノデゴザイマス、極簡單ナ案デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ質問モゴザイマセヌケレバ議事日程第四ニ移リマス

○議長(公爵德川家達君) 右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、特別委員ノ選定ハ議長ニ御一任ニ相成ッテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイモノト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第五、北海道地方費法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノ朗讀ヲ致サセマス

〔宮田書記官朗讀〕

北海道地方費法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十年二月七日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 杉田 定一

北海道地方費法中改正法律案

北海道地方費法中左ノ通改正ス

第四條中「營業ト爲ス者」ノ下ニ「及水產物ノ採取ニ關スル漁業權ヲ享有スル者」ヲ加フ

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員吉原三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(吉原三郎君) 本案ハ御覽ノ如ク至極簡單ナ案デゴザイマス、是マデ北海道地方費ノ方デ此水產ノコトニ付キマシテハ單ニ漁業ヲ爲ス者ニ付イテノミ稅ヲ取ッテ居リマシタガ、ドウモ權衡ヲ得マセヌヤウデアリマスカラ、自ラ漁業權ヲ行ヒマセヌデモ、此漁業ノ營業ヲ致シマセヌデモ、漁業權ヲ享有イタシテ居リマスル者ニ對シテモ、矢張り此稅ヲ賦課シマシテ、營業者ト漁業權ヲ貸與スル者トノ間ニ權衡ヲ得セシメムト云フ積リデ出來マシタ法案デゴザイマス、宜シク御審議ヲ願ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第六ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、此特別委員モ議長ガ選定シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイモノト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第七、官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノ朗讀ヲ致サセマス

〔宮田書記官朗讀〕

官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十年二月七日

衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ關スル法律案

官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件ヲ買入ルル場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

〔國務大臣阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(阪谷芳郎君) 本案ハ近來、郵便葉書、公債證書其他諸證券類ノ製造ガ非常ニ増加イタシマシタノデ、印刷局ノ運轉資金ガ足りマセヌノデゴザイマス、其運轉資金ヲ増加スルコトノ代リニ官廳カラ注文ヲ受ケマシタ場合ニハ前金デ拂ッテ置イテ貰フ、サウシテ此作業上ノ差支ヲ來サヌヤウニ致シタイト云フ考デゴザイマス、是ハ是マデ特別會計ノ中ニハ往々、例ノアリマスコトデゴザイマス、至極便利ナ方法デアラウト考ヘマス、御協賛ヲ仰ギマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第八ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、此特別委員モ議長ガ選定イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイモノト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第九、千住製絨所据置運轉資本増加ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノ朗讀ヲ致サセマス

〔宮田書記官朗讀〕

千住製絨所据置運轉資本増加ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十年二月七日

衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

千住製絨所据置運轉資本増加ニ關スル法律案

明治四十年度ニ於テ千住製絨所特別會計据置運轉資本金ニ四十萬圓ヲ増加

ス

前項資本金ノ増加ハ臨時軍事費ヲ以テ購入シタル物品ニシテ製絨ノ原料ニ供シ得ヘキモノヲ特別會計ノ材料素品ニ組入レ其ノ價額ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

〔國務大臣寺内正毅君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(寺内正毅君) 本案ハ此千住ノ製絨所ノ据置運轉資本ヲ増加イタシマスル案デアリマス、四十萬圓ヲ増加イタシマスル案デアリマス、從來此六十萬圓ヲ以テ總テ此軍隊ニ供給シマスル羅紗類ノ製造ヲ致シテ居リマシタガ、兵員ノ増加等ニ伴ヒマシテ資本不足ノ爲ニ不便ヲ感ジマスルノデ、資本ヲ増加イタシマシテ給與ノ圓滑ヲ圖リタイト云フ考デアリマス、至極簡單ナ案デゴザイマスガ、御審査ノ上、御協賛ヲ願ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十二ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、此特別委員モ議長ガ選定イタシテ宜シウゴザイマスカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、是デ本日ノ議事ハ終リマシタ、御委託ニナリマシタ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔小原書記官朗讀〕

事業公債條例中改正法律案特別委員

伯爵柳澤 保惠君 子爵水野 直君 男爵船越 衛君

男爵伊達 宗敦君 男爵沖 守 固君 男爵河邊 博長君

男爵本多 政以君 西村 亮吉君 廣海 二三郎君

北海道地方費法中改正法律案特別委員

公爵二條 基弘君 伯爵萬里小路通房君 子爵本莊 宗義君

男爵調所 廣丈君 男爵園田 安賢君 男爵金子 有卿君

原 保太郎君 阿部 浩君 森 廣三郎君

官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ關スル法律案特別委員

伯爵松本 宗隆君 子爵井伊 直安君 關 義臣君

男爵中川 興長君 男爵青山 元君 馬屋原 二郎君

古莊 嘉門君 岩村 兼善君 辰巳 樽太郎君

千住製絨所据置運轉資本増加ニ關スル法律案特別委員

侯爵徳川 頼倫君 子爵稻垣 太祥君 子爵松平 忠禎君

男爵茨木 惟昭君 男爵野田 豁通君 中島 永元君

下條 正雄君 清瀬 善三君 桑田 熊藏君

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會イタシマス

午前十時十九分散會